

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

電気工事業の登録の更新

根拠条文

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条

- 2 登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条（省略）

審査基準

「主任電気工事士」についての判断基準は、電気工事業の業務の適正化に関する法律の解釈及び運用について（昭和63年9月13日63資公部第393号）による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	10日	